



この保健だよりでは、毎月発行させていただく保健だよりと別に、年間を通じてご家庭でご配慮いただきたい学校保健に関する内容を記載しています。児童の健康安全に関する大切なお知らせです。ご一読いただき、年間を通じてご確認いただければと思います。その他、ご不明点ありましたら、いつでもご連絡ください。

①学校感染症と登校許可書について

学校は集団生活の場ですので、感染症についての早期対応が必要になります。感染症の疑いがある時には、早めに医療機関を受診し、その結果を学校までお知らせください。下記の感染症は、川崎市医師会で出席停止と定められています。感染症によって学校を欠席した場合は、登校の際に、医師から登校許可証明書（500円程度の文書料がかかり自己負担となります。）をもらい、担任まで提出してください。

※1：インフルエンザ、2：新型コロナウイルス感染症 については、登校許可証明書は必要ありません。
医師の指示に従って療養してください。

1	インフルエンザ（様疾患）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
2	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
3	百日せき	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
4	麻疹	解熱後3日、咳、発疹が軽快するまで
5	風疹	発疹が消退するまで
6	水痘・带状疱疹	全発疹が痂皮化するまで
7	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	眼の充血、異物感が消失するまで
10	急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
11	溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで

②学校病医療費助成について

学校病医療費助成とは、生活保護法に規定される要保護者および準要保護者が、定期健康診断で特定の疾病の診断が出た場合、その治療にかかる医療費を公費援助するものです。ご利用される場合は、保健室までご連絡ください。

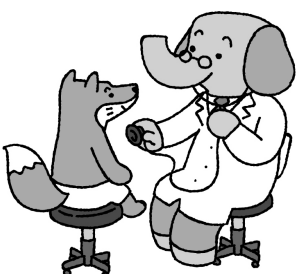
【対象の疾病】

対象者：生活保護法に規定される要保護者および準要保護者
援助額：医療費（保険診療の対象となる治療に限る）の全額（10割分）
ただし、社会保険等適用者は健康保険証を使用した額（3割分）
医療機関：原則、下記の学校医で受診となります

内科	白癬・疥癬・膿痂疹
眼科	トラコーマ・結膜炎
耳鼻科	中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド
歯科	う歯（むし歯）

③宮崎小の学校医の先生方を紹介します

健康診断ではもちろんのこと、宮崎小学校の子どもたちを健康面でサポートしてくださる先生方です。よろしくお願いいたします。



内科	三倉 亮平先生	三倉医院
眼科	小川 智一郎先生	宮前平おがわ眼科クリニック
耳鼻咽喉科	細井 広道先生	宮崎台耳鼻咽喉科
歯科	三浦 回也先生	はるまちざか歯科・矯正歯科
薬剤師	大塚 嘉之先生	エーケー有馬薬局

④日本スポーツ振興センターについて

スポーツ振興センター災害共済給付制度は、国・学校設置者（市）・保護者の三者が負担する互助共済制度です。学校の管理下（授業・休み時間・登下校・部活動など）でケガをして受診した場合、医療費の給付が受けられます。病院（整形外科など）だけでなく、整骨院・接骨院での施術も対象となります。現在、宮崎小学校では、2～6年生は全児童に加入いただいています。

1年生は入学式の日に配付しています「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について」をご確認いただき、同意書のご提出をお願いします。

■ 給付の対象になる基準

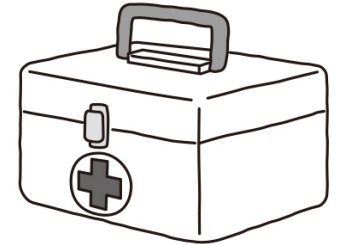
領収書の「総点数」または「負担額」を確認してください。同じケガによる通院の合計が、以下の金額を超えた場合に申請できます。

- 総医療費（10割分）：5,000円（500点）以上
- 本来の負担額（3割分）：1,500円以上

※川崎市の医療費助成で窓口負担が0円の場合も、この「3割分」の金額が1,500円を超えていれば対象です。

■ 給付の内容

- 窓口負担が0円（医療費助成利用）の場合：総医療費の1割分が「お見舞金」として給付されます。
- 窓口で3割負担した場合：窓口支払額（3割）＋お見舞金（1割）＝合計4割分が給付されます。



■ 手続きの手順（書類の種類にご注意ください）

受診されましたら、まずは保健室までお知らせください。「病院用」と「整骨院・接骨院用」で書類が異なりますので、どちらを受診したか（または両方か）をお伝えください。

1. 書類を受け取る：学校から専用の書類をお渡しします。月に1枚必要です。
2. 証明をもらう：受診した病院に提出し、記入を依頼してください（※1）。
3. 学校へ提出：記入済みの書類を学校へ提出してください。

（※1）証明書の作成には「文書料（数百円程度）」がかかる場合があります。給付額（総医療費の1割分）と比較して、申請するかどうかをご判断ください。

⑤保健に関するお願い

- ①遅刻・欠席の連絡は、8：15までにミマモルメをお願いします。
- ②登下校の時間以外の遅刻・早退は、教室または保健室まで、保護者の付き添いをお願いします。児童一人で遅刻・早退のないようお願い致します。
- ③保健室は学校におけるけが・病気の救急処置の場です。家庭でのけがや継続的な手当については各家庭でお願いします。
- ④緊急連絡先に変更がある場合は、すぐに担任を通じて連絡帳等でご連絡ください。
- ⑤学校で薬（飲み薬・目薬・塗り薬など）を使用する場合は、必ず連絡帳など担任までお知らせください。薬を使用する場合は、必ず担任または養護教諭に声をかけてから使用するようご家庭でもご指導をお願いします。
- ⑥嘔吐等で服が汚れた際、保健室で服の貸出をしています。お貸しした服は洗濯をしてご返却ください。パンツは同じサイズの新しいものをご返却ください。
- ⑦保健室では、経口補水液、軟膏、傷用消毒液、シップ等を使用する場合があります。使用しない方がいい場合は本人が言えるようにご家庭でご指導ください。



宮崎小学校の子どもたちが、心も体も元気で、楽しい学校生活が送れるように指導していきたいと思ひます。

1年間、よろしくお願ひ致します。

養護教諭 山下久美子 高橋明美 佐藤加保里